

鹿児島市消防局感染性産業廃棄物の収集、運搬処分業務委託仕様書

令和8年度における鹿児島市消防局（以下「発注者」という。）の消防署及び分遣隊の感染性産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務に関する仕様書は次のとおりとする。

1 委託業務の名称 鹿児島市消防局感染性産業廃棄物収集、運搬及び処分業務

2 委託契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

発注者が指定する集積場所から、感染性産業廃棄物を収集運搬し、受注者の所有する施設で処分するものとする。

4 感染性産業廃棄物集積場所及び予定数量（令和7年度と同数とする。）
別紙のとおり

5 契約方法

感染性産業廃棄物の収集、運搬及び処分に使用するポリ容器及びポリ袋について、それぞれ容器当たりの単価契約を締結するものとする。

なお、業務を依頼する感染性産業廃棄物の量は、50リットルポリ容器：35個程度、50リットルポリ袋：510袋程度見込まれるが、状況により変更があるものとし、増減に関して補償はないものとする。

6 感染性産業廃棄物専用容器の納入

(1) 受注者は、感染性産業廃棄物の回収専用容器として、感染性産業廃棄物が容易に飛散漏出などしない容量50リットルのポリ容器及び50リットルのポリ袋を納入するものとする。

(2) 当該容器は、感染性産業廃棄物を収納したまま焼却処分することから、焼却処理に適する材質により製造されたものであること。

(3) 当該容器は、その感染性産業廃棄物であることを明らかにするため、表面の見やすい箇所にその旨を表示するものとする。

(4) 当該容器の納入に当たっては、最初の納入時に予備容器を含む各容器2組を納入するものとし、容器収集時に収集した同数の容器を納入するものとする。

7 感染性産業廃棄物専用容器の収集、運搬及び処分

(1) 受注者は、感染性産業廃棄物集積場所から収集依頼の連絡があった場合は、速や

かに収集するものとする。

(2) 収集に際しては、鹿児島市に特別管理産業廃棄物収集運搬業務に使用する車両として登録している車両により行い、廃棄物の飛散及び落下等を未然に防止する措置を講ずるものとする。

(3) 感染性産業廃棄物集積場所での受注者の車両の出入及び停車については、発注者の業務に支障を与えないよう配慮し、業務実施すること。

(4) 天変地異その他やむを得ない事由により、収集予定日を変更する場合は、直ちに感染性産業廃棄物集積場所に連絡し、その承諾を得なければならない。

(5) 運搬

ア 運搬は、感染性産業廃棄物専用の運搬車を使用し、他の廃棄物等と混積しない。

イ 運搬途中に積み替え又は一時保管を行わず焼却施設等へ直送する。

ウ 収集した分の全容器を焼却施設へ搬入後、管理票（B 2 票）に運搬終了年月日を記入し、焼却施設管理者等の受領印を受け発注者へ返送する。

(6) 処分

ア 使用済器材を収納していた容器は、焼却施設でそのままの状態焼却及び滅菌処理する。また、処分業務を終了したときは、管理票（D 票）に処分終了年月日を記入し、発注者へ返送する。

イ アの処理後の残渣物は、適切に埋立て処分をする。また、最終処分を終了したときは、最終処分施設管理者等に最終処分終了年月日を記入、終了印をもらった後、発注者へ速やかに管理票（E 票）を返送し、管理票（B 1 票、C 1 票及びC 2 票）は受注者が保管する。

8 その他

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の定めるところにより環境負荷の軽減に努めること。

令和 年 月分 鹿児島市消防局感染性廃棄物集積報告

	50リットル ポリ容器	50リットル ポリ袋	合 計
中 央 本 署			
南林寺分遣隊			
上 町 分 遣 隊			
吉 野 分 遣 隊			
吉 田 分 遣 隊			
甲 南 分 遣 隊			
桜島東分遣隊			
桜島西分遣隊			
西 本 署			
伊 敷 分 遣 隊			
松 元 分 遣 隊			
郡 山 分 遣 隊			
南 本 署			
谷 山 分 遣 隊			
谷山北分遣隊			
郡 元 分 遣 隊			
喜 入 分 遣 隊			
合 計			